

認定電気通信事業者の行う中継施設地等の 設置に伴う提出書類

受付期間 随時

標準処理期間 約1ヶ月

	書類名	部数	発行期間	備考
1	事業計画書	2	農業委員会	
2	土地全部事項証明書(原本)	2	法務局	証明日が3ヶ月以内のもの
3	案内図(A3サイズ)	2	都市計画課 (計画関係) (2階)	1/2500都市計画図に申請地を 色で表示
4	公図の写し	2	法務局または 税務課(1階)	申請地を色で表示
5	配置図・立面図・地積測量図	2		施設配置図等
6	認定電気通信事業認可状(写)	2		「全部認定証」及び 「電気通信事業の登録について」
7	土地改良区意見書	2	関係土地改良区	入鹿用水、愛知用水等
8	隣地者への説明確認書	1		

* 市街化区域内については各1部

* 市街化調整区域の場合、事業計画書を除き、2部以上の書類は1部原本、その他はコピーで可。

* 工事完了後には完了届けの提出をお願いします。